

公売財産明細書(不動産)

売却区分番号	姫25-5		見積価格	3,540,000円
			公売保証金	360,000円
財産の表示	土地 所在 : 姫路市東山字乙南山田 地番 : 605番 地目 : 田 地積 : 552平方メートル (不動産登記簿の表示による)			
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		
	建蔽率	60%		
	容積率	200%		
接道条件	北側が幅員約3.0mの里道に接面している。			
物件の概要	地勢	平坦		
	画地条件	間口約26.0m、奥行約21.0m(平均)		
	形状	ほぼ整形地		
供給処理施設	上水道	あり ※姫路市上下水道サービス課に確認したところ、許容量の関係で前面道路の水道管からは引き込みできません。県道552号下の水道管から引き込みする場合、相応の費用がかかることが見込まれます。		
	公共下水道	あり(前面道路まできている)		
	都市ガス	なし		
使用状況及び賃貸借関係等	外観より、休耕田であり雑草が繁茂している状況が見受けられる。			
最寄駅等	バス停「東山」停から南東方約1100mに位置する。 山陽電気鉄道本線「八家」駅から北東方約700mに位置する。			
買受人の資格その他の要件	1. 入札参加希望者は、入札に先立ち姫路市農業委員会が交付する買受適格証明書(農地法第3条、第5条による規定)を提出してください。 2. 国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることができない者は、買受人となることができません。 その他別に定める「公売の手引き」のとおり			

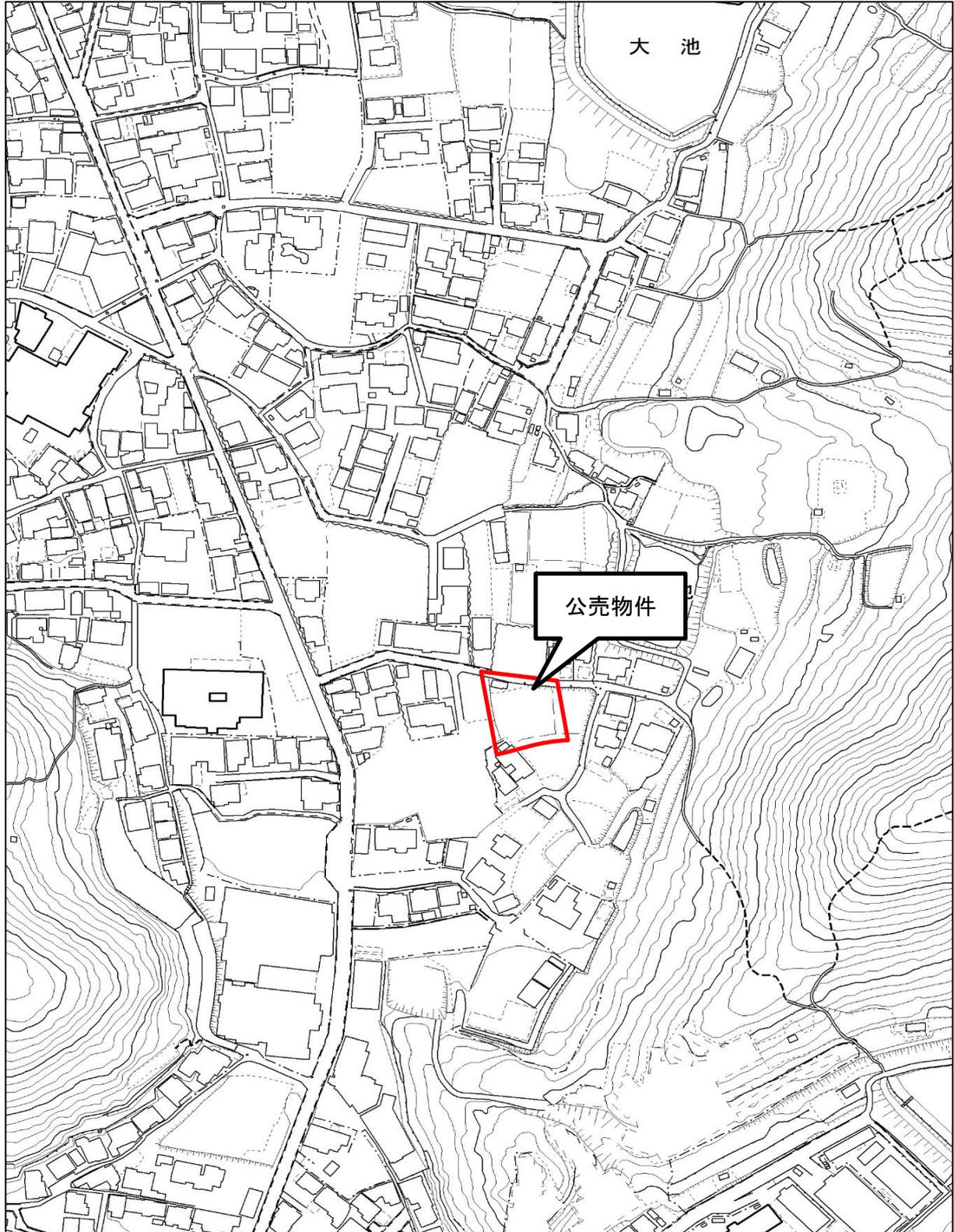
買受適格証明書の発行について	<p>姫路市 農業委員会事務局より以下のとおり確認しています。</p> <p>(1) 農地利用の場合は、農地法第3条許可に準ずる資格が必要。原則として、毎月10日締切で翌月上旬に発行。新規農家の場合は、翌月第一水曜日に聞き取り調査(面談)がある。</p> <p>(2) 農地転用の場合は、農地法第5条許可に準ずる資格が必要。毎週木曜日締切で翌週木曜日に発行。</p>
特記事項	<p>1. 文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。</p> <p>2. 土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、現地での調査は行っていないため、不明である。なお、不動産鑑定士の調査の範囲内においては、土壌汚染の端緒は確認されなかった。</p> <p>3. 対象土地には、土地所有者のものと思われる未登記の小屋が存在するが、公売の対象外である。姫路市資産税課に確認したところ、家屋補充課税台帳にも登録がない。小屋及びその内部の動産の処理については、買受人がその所有者と協議してください。また、農業委員会より、小屋の所在する部分については所有権移転後に非農地確認申請が必要であると聞いています。</p>
注意事項	<p>1. 公売を中止する場合がありますので、入札前にご確認ください。</p> <p>2. 入札される際には、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、登記簿を閲覧するなどした上で行ってください。</p> <p>3. 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。</p> <p>4. 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、姫路市は、担保責任等を負いません。</p> <p>5. 姫路市は公売財産の引渡し義務を負いません。不動産登記上の権利移転のみを行います。</p> <p>6. 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議してください。</p> <p>7. 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>8. 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。</p>

問合せ先 姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289

売却区分番号

姫25-5

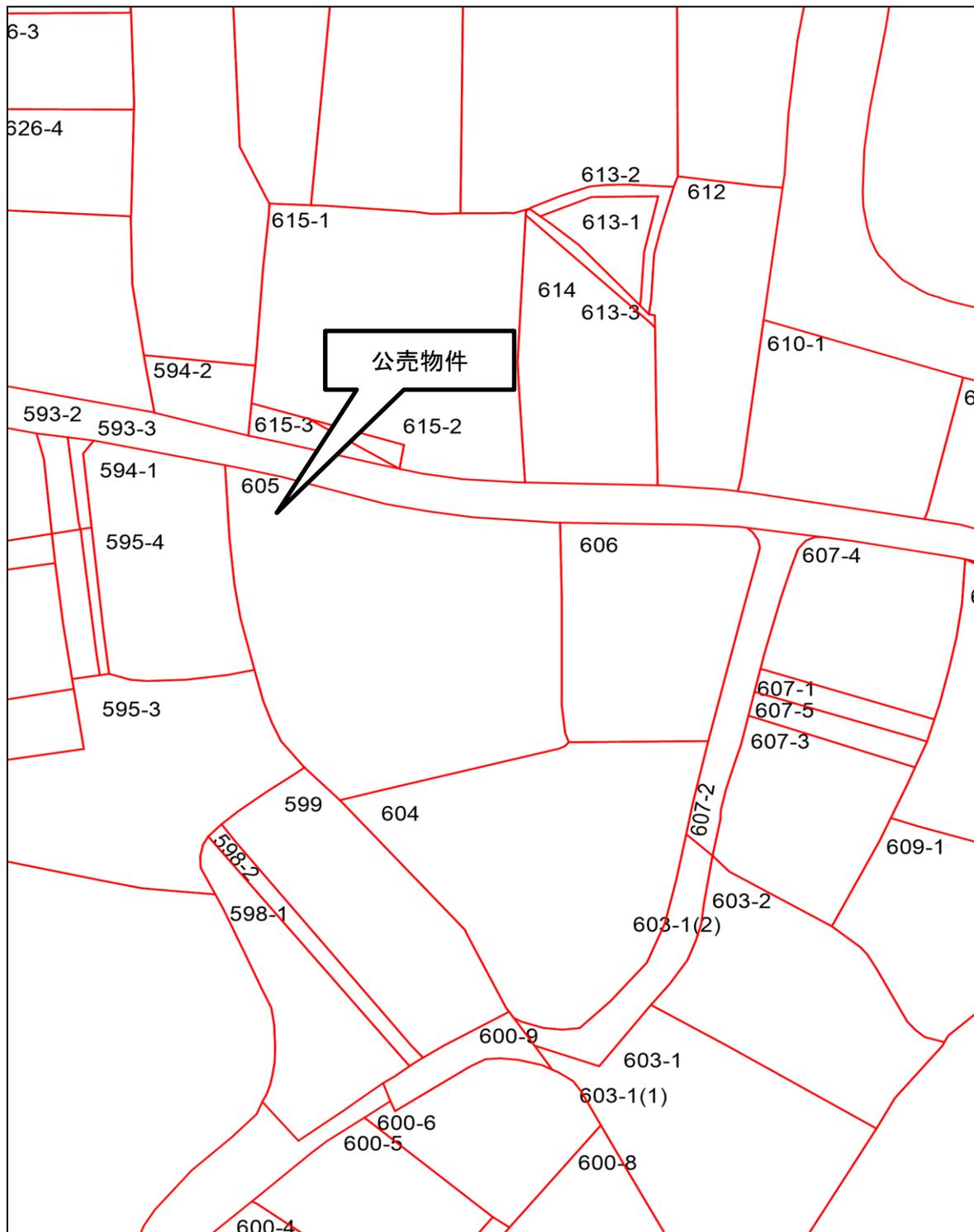
所在図



売却区分番号

姫25-5

見取図



売却区分番号

姫25-5

写真

